

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は国連憲章違反ただちに停戦し、ロシア軍の即時撤退を求めます

# フェニックス PHOENIX

航空安全推進連絡会議 03-3742-9359  
日本乗員組合連絡会議 03-5705-2770  
航空労組連絡会 03-3742-3251  
<http://www.kohkuren.org/>

# 一時金引き上げ生活の安定を



増加する国際線到着旅客。5月17日、成田空港

新型コロナウイルスの感染拡大以降、3年ぶりに動制限のないゴールデンウイークを迎えた航空。国土航空公社のまことにござり、国際線は2019年同月比で2~3割の水準にいたりましたが、国内線のお客様数は前年同期比2倍の2,267万人になりました。政府は6月以来、入国制限を緩和し入国者数を一日一回から2万人に引き上げ、観光目的の外国人の入国を開を検討しています。こうした制限緩和を見据えて、NAとJALは今年度収支見通しは両社共に黒字化を目指しています。こうした中で迎える夏闇。引き続き、これまでの賃金を取り戻し、安全で働きやすい職場にするための夏季交渉が本格化していきます。

原油の高騰や原材料の値上げなどを背景に、電気やガス料金、生活にかかる幅広い商品やサービスの値上げが相次いでおり、家計への負担が深刻になっています。報道では、都内の4月の消費者価指数は前年同月比も増えることになります。

ための雇用の安定、社会  
保障の拡充も必要です。  
全日空と日本航空の22  
年3月期決算は、両社と  
もに赤字でしたが、大幅  
な增收や経費削減によっ  
て赤字幅は大きくなっています。

NACでは夏季一時金を1ヶ月にすると労働組合提示し、年末一時金については別途協議となります。

ます。JAS新規組は、夏季一時金2・2ヵ月の要求に対し1ヶ月の回答がありました。

は、第2四半期決算（  
—6月）の黒字化が予  
されています。

す。  
弓き下げ  
回復、復便に  
の確保、職  
ど、健康で健  
場を目指し  
がんばりまし

はその国とも。「国が毎年発自由度ランクで、本は61位。夏闘、共にさやすい職の安全な向けた人材の負担のよう。

# 回復見据え22年度黒字予想

上場会社の倒産の  
兆6600億円、營業利  
益は5000億円(前年度  
対比2300億円増)、  
純利益210億円(同1  
640億円増)。JAL  
の売上は、前年度対比7  
000億円増の1兆339  
億円を目指します。JAL  
は2ヵ月、CCUは5ヵ月  
月+10万円を要求しま  
す。またJ-FUは特別支  
援金11・5ヵ月+10万  
円を要求します。

エミレーツ 航空専組	2ヶ月(年)
ノースウエスト 航空専組	年間5ヶ月
ユナイテッド 航空専組	年間7ヶ月
ANA	1ヶ月(年)
GHU=JGS労組+JGS大阪支 ノースウエスト航空専組=デル タ	(ACA)やANA累積 (APU)は、人件費に 関わる構造的課題などに 取り組みます。

正間4カ月)  
月(回答済)  
月(回答済)  
月(回答済)  
組+JGS九州労働組合  
タ航空の労働組合

人材確保や職場改善  
要求前進へ交渉本格化

■主な記事から■

- ▶持続可能なグラハンへ、低賃金の見直し急務。2022グラハンセミナーを開催 2面
  - ▶CAの評価制度は日本特有。モノ言えば評価に影響 2面
  - ▶KLMオランダ航空のCA雇い止め裁判。いよいよ山場、この夏に証人調べ 3面
  - ▶JAL争議：乗員原告1名が地上職で復職。これで乗員・客乗原告あわせ8人目 3面
  - ▶パンデミック後の人員不足で航空の回復危ぶまれる 4面
  - ▶安全要請踏まえ中部空港の地上櫻木の複数性向上 4面

労働相談は航空連に  
03-3742-3251

誘導路八

新型コロナウイルスに続くロシアのウクライナ侵攻。先の見直せよハ犬元が



オランダ航空雇止め  
1・2・4陣控訴停止

# いよいよ山場 この夏に証人調べ



全労連・東京地評争議支援行動での抗議宣誓  
5月25日 オランダ航空日本支社前

## 第3陣控訴審

# 組合は補強資料を提出 1回目の裁判で結審か

客室乗務員なり一人でも加入できる労働組合として活動するキャビンカルユニオン（JCU）。外航空会社で働く日本人客室乗務員の雇止め問題を取り組んでいます。

## 大韓航空雇止め問題 都労委での調査続く

大韓航空の日本人契約制客室乗務員の雇止め問題は、東京都労働委員会（都労委）で不当労働行為事件として争われています。都労委からは労使交渉での話し合いも促されており、4月27日の都労委の調査は、3月8日の団体交渉の確認などをめぐる問題です。組合側は、団交で会社が交渉継続の姿勢を示しました。

都労委は、会社側からの聞き取りを踏まえ、会社が「交渉は膠着状態」との認識であることから、「組合から新たな解

てこのことを報告し、引き続き自主交渉で解決を図りして行くこと、前回調査時（2月18日）に会社が提出した「準備書面

2」に対し、次回調査時に反論を行うことを述べました。

都労委は、会社側から一審での主張の繰り返しで、裁判所の評価がおかしいというものです。組合側は、地裁判決を補強する準備書面を提出し、二回目の弁論での結果を求めていました。

原告29名の1・2・4陣裁判は、通則法に基づく東京地裁709号法廷

東京地裁で「雇止め無効」判決が出されているKLMオランダ航空雇止め事件第3陣裁判は、6月7日に東京高裁で控訴審の第一回開廷弁論が行われます。

会社の控訴理由書は、KLMオランダ航空雇止め裁判の第3陣裁判では、裁判所の評価がおかしいといつものです。組合側は、地裁判決を補強する準備書面を提出し、二回目の弁論での結果を求めていました。

原告29名の1・2・4陣裁判は、通則法に基づく東京地裁709号法廷

次回7月7日の裁判では、証人尋問の日程が決まります。組合側は4人

の証人尋問を予定していました。当該2労組（JFCU、CCU）は、夏闇で地裁判決を補強する準備書面を提出し、二回目の弁論での結果を求めていました。

夏闇では、春闇に引き続き、復便に伴う諸課題の統一要求の更なる前進による解決を目指します。

夏闇では、春闇に引き続き、復便に伴う諸課題の統一要求に基づく被解雇者の具体的な要求として4項目の実現を目指します。（①規定期間内に職務提示し、乗務員希望者を復職させること、②地上職希望者は早期に職務提示し、乗務員希望者を復職させること、③JCUの勧告に基づき、客室乗務員の採用再開を起點とした金銭の補償をすること、④被解雇者の立替り回復に関する書面を提示すること）です。争議解決のための要求は、地上職の日航ユニオンを加えた日航内3労組（日本航空労組連絡会（JU）の統一要求

が、新たに乗組みました。また新たに乗組みました。新たに乗組みます。新たに乗組みます。

夏闇では、春闇に引き続き、復便に伴う諸課題の統一要求に基づく被解雇者の具体的な要求として4項目の実現を目指します。（①規定期間内に職務提示し、乗務員希望者を復職させること、②地上職希望者は早期に職務提示し、乗務員希望者を復職させること、③JCUの勧告に基づき、客室乗務員の採用再開を起點とした金銭の補償をすること、④被解雇者の立替り回復に関する書面を提示すること）です。争議解決のための要求は、地上職の日航内3労組（日本航空労組連絡会（JU）の統一要求

が、新たに乗組みます。新たに乗組みます。新たに乗組みます。

夏闇では、春闇に引き続き、復便に伴う諸課題の統一要求に基づく被解雇者の具体的な要求として4項目の実現を目指します。（①規定期間内に職務提示し、乗務員希望者を復職させること、②地上職希望者は早期に職務提示し、乗務員希望者を復職させること、③JCUの勧告に基づき、客室乗務員の採用再開を起點とした金銭の補償をすること、④被解雇者の立替り回復に関する書面を提示すること）です。争議解決のための要求は、地上職の日航内3労組（日本航空労組連絡会（JU）の統一要求

## ANA客乗の休憩問題 大阪労働局を訪問

### 指導内容の説明求め

ANAの国内線や近距離国際線際で、客室乗務員の休憩が取れていないと

正を求めている問題で、労基署に申告した組合員が5月17日に支援者とともに大阪労働局を訪問し、今年3月に出された淀川労基署の判断（A

いう事であれば、調べて指導する事はできる」と答えていました。また、労基署が「ANAの（みなし休憩）を付与していない事が労基法違反するかどうかはグレイである」について

組合員が是正を求めていた問題で、労基署に申告した組合員が5月17日に支援者とともに大阪労働局を訪問し、今年3月に出された

組合員が是正を求めていた問題で、労基署に申告した組合員が5月17日に支援者とともに大阪労働局を訪問し、今年3月に出された

組合員が是正を求めていた問題で、労基署に申告した組合員が5月17日に支援者とともに大阪労働局を訪問し、今年3月に出された

組合員が是正を求めていた問題で、労基署に申告した組合員が5月17日に支援者とともに大阪労働局を訪問し、今年3月に出された

組合員が是正を求めていた問題で、労基署に申告した組合員が5月17日に支援者とともに大阪労働局を訪問し、今年3月に出された

# 新たに乗員原告1名が地上職で復職



## J A L 解雇争議

員原告1名の地上職での復職が決まり、6月から就労することになりました。ですが、争議解決に向けた2回目の特別協議で

は、JFCUから協定書案が示され、会社が持ち帰りました。これは、春闇にFJCU（JCU）は、夏闇で地裁判決の最高裁決定を

争議の解決を求める要求書かれ、日本人客室乗務員の就労することになりました。ですが、争議解決に向けた2回目の特別協議で

は、JFCUから協定書案が示され、会社が持ち帰りました。これは、春闇にFJCU（JCU）は、夏闇で地裁判決の最高裁決定を

争議の解決を求める要求書かれ、日本人客室乗務員の就労することになりました。ですが、争議解決に向けた2回目の特別協議で

は、JFCUから協定書案が示され、会社が持ち帰りました。これは、春闇にFJCU（JCU）は、夏闇で地裁判決の最高裁決定を

# 復職者は合計8名に 争議解決に向け全力交渉

くオランダの国内法の適用について、4月21日の口頭弁論で会社が準備書面を提出しました。

準備書面では、勤務運用の実態に反することが書かれ、日本人客室乗務員の就業規則は作成され

ておらず、会社自ら日本支社の客室乗務員が日本支社に所属していると思っていました。

いとも明らかなことではありませんでした。組合側から

は、こうした問題を含めてまとめて反論し、通則法問題のやりとりは終わ

りました。これは、春闇にFJCU（JCU）は、夏闇で地裁判決の最高裁決定を

争議の解決を求める要求書かれ、日本人客室乗務員の就労することになりました。ですが、争議解決に向けた2回目の特別協議で

は、JFCUから協定書案が示され、会社が持ち帰りました。これは、春闇にFJCU（JCU）は、夏闇で地裁判決の最高裁決定を

争議の解決を求める要求書かれ、日本人客室乗務員の就労することになりました。ですが、争議解決に向けた2回目の特別協議で

は、JFCUから協定書案が示され、会社が持ち帰りました。これは、春闇にFJCU（JCU）は、夏闇で地裁判決の最高裁決定を

2020年夏の羽田航空アピール宣伝

ANAは労基法に抵触

ANAは労基

